

八千代町同窓会開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少対策として、同世代が集まって地元の良さを再発見する機会を創出し、若者世代の郷土愛の醸成、Uターン及び定住促進を図るため、町内で開催する同窓会に要する経費に対し、予算の範囲内において八千代町同窓会開催支援補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、同窓会を主催する者（以下「主催者」という。）とする。

(補助要件)

第3条 補助金の対象となる同窓会は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内で開催すること。
- (2) 出席者同士が、第1条の趣旨に則った交流、意見交換等を行える機会があること。
- (3) 出席者が、町内の小学校、中学校を卒業していること。
- (4) 学校、学年、学級、部活等のグループ単位で開催すること。
- (5) 出席者の総数が10人以上で、かつ、出席者の3割以上が町外に住所を有する者であること。
- (6) 開催日の属する年度の4月2日から翌年の4月1日までの間に達する出席者の年齢が25歳から40歳までであること。
- (7) 主催者は出席者に対し、町が提供するパンフレット等の配布及び周知を行うこと。
- (8) 主催者は出席者に対し、町の施策に関する情報発信に協力すること。
- (9) 主催者及び出席者が、八千代町暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付決定後に支出する次に掲げる経費とする。

- (1) 同窓会の開催に要する企画及び広告に係る経費
- (2) 案内文書の作成及び送付に要する経費
- (3) 会場の使用に係る経費
- (4) 集合写真の印刷に係る経費
- (5) 同窓会での飲食に係る経費（町内の飲食店等に支出するものに限る。）
- (6) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、同窓会の出席者（来賓等を除く。）の数に2千円を乗じて得た額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、八千代町同窓会開催支援補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し
- (2) 収支予算書
- (3) 出席者名簿
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、八千代町同窓会開催支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(同窓会の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同窓会の内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なく八千代町同窓会開催内容変更等承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、その

承認を受けなければならない。ただし、開催年月日、開催場所等の変更その他軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 変更後の収支予算書
- (2) 変更後の出席者名簿
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、八千代町同窓会開催内容変更（中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第9条 交付決定者は、同窓会の開催日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、八千代町同窓会開催支援補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、請求額は、交付決定額の範囲内で実績に応じ請求できるものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 出席者名簿
- (3) 領収書等の写し
- (4) 同窓会当日に開催場所で撮影した出席者全員が写っている集合写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八千代町同窓会開催支援補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときには、当該決定を取り消し、交付した補助金の一部若しくは全部を返還させ

ることができる。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合は、その理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された者は、当該取消された部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、町長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

(経理区分)

第14条 交付決定者は、同窓会の開催に要する経費と他の事業を経理区分し、同窓会の開催に係る経費を明確にしておかなければならない。

(証拠書類の保存)

第15条 交付決定者は、同窓会の開催に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、同窓会の開催の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。